

鳴門市総合教育会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、鳴門市の教育に資するため、鳴門市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 鳴門市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 鳴門市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

（構成員）

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

（招集）

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するとき、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

（議事の進行）

第5条 会議の議事進行は、市長が行う。

（意見の聴取）

第6条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

（議事録の作成及び公表）

第8条 市長は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

- 2 議事録の公表は、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、鳴門市公式ウェブサイトに掲載することにより行う。

（調整結果の尊重）

第9条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

（事務局）

第10条 会議の事務局を企画総務部戦略企画課に置く。

（補足）

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月4日から施行する。